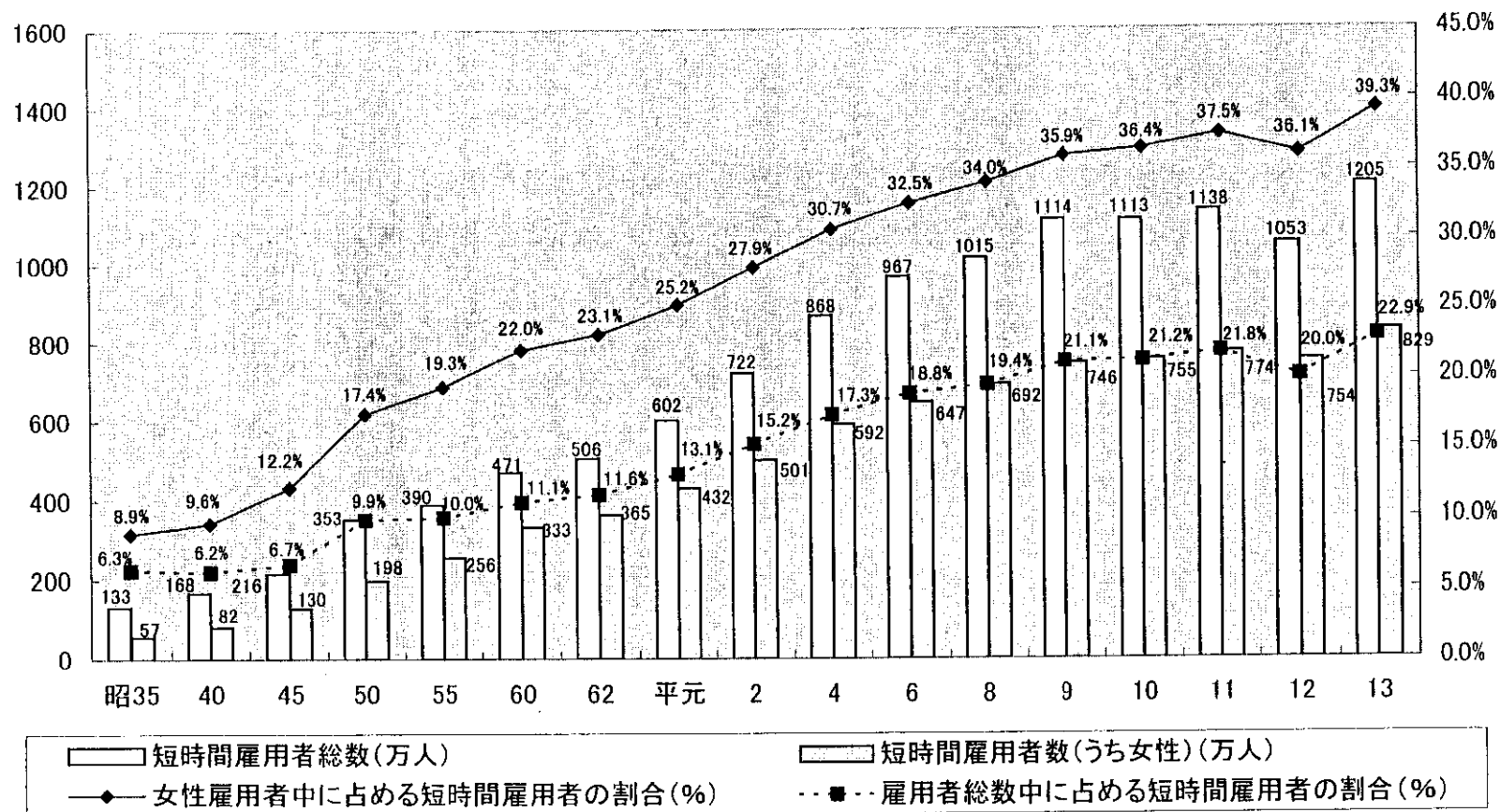


### 短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

# 近年における厚生年金被保険者数等の推移

単位:万人

	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
就業者数	6,128	6,249	6,369	6,436	6,450	6,453	6,457	6,486	6,557	6,514	6,462	6,446
雇用者数	4,151	4,298	4,458	4,566	4,639	4,662	4,691	4,754	4,813	4,791	4,758	4,779
①厚年被保険者	2,974	3,083	3,181	3,236	3,252	3,262	3,270	3,290	3,289	3,240	3,194	3,166
①/雇用者(%)	71.6	71.7	71.4	70.9	70.1	70.0	69.7	69.2	68.3	67.6	67.1	66.2
(男性)												
就業者数	3,654	3,713	3,776	3,817	3,840	3,839	3,843	3,858	3,892	3,858	3,831	3,817
雇用者数	2,582	2,650	2,729	2,788	2,830	2,837	2,853	2,882	2,902	2,886	2,861	2,863
②厚年被保険者	2,005	2,070	2,126	2,159	2,169	2,177	2,182	2,194	2,195	2,163	2,132	2,112
②/雇用者(%)	77.7	78.1	77.9	77.4	76.6	76.7	76.5	76.1	75.6	74.9	74.5	73.8
(女性)												
就業者数	2,474	2,536	2,592	2,619	2,610	2,614	2,614	2,627	2,665	2,656	2,632	2,629
雇用者数	1,569	1,649	1,728	1,780	1,809	1,824	1,838	1,872	1,912	1,907	1,896	1,916
③厚年被保険者	969	1,013	1,055	1,077	1,083	1,085	1,087	1,095	1,095	1,077	1,061	1,054
③/雇用者(%)	61.8	61.4	61.1	60.5	59.9	59.5	59.1	58.5	57.3	56.5	56.0	55.0

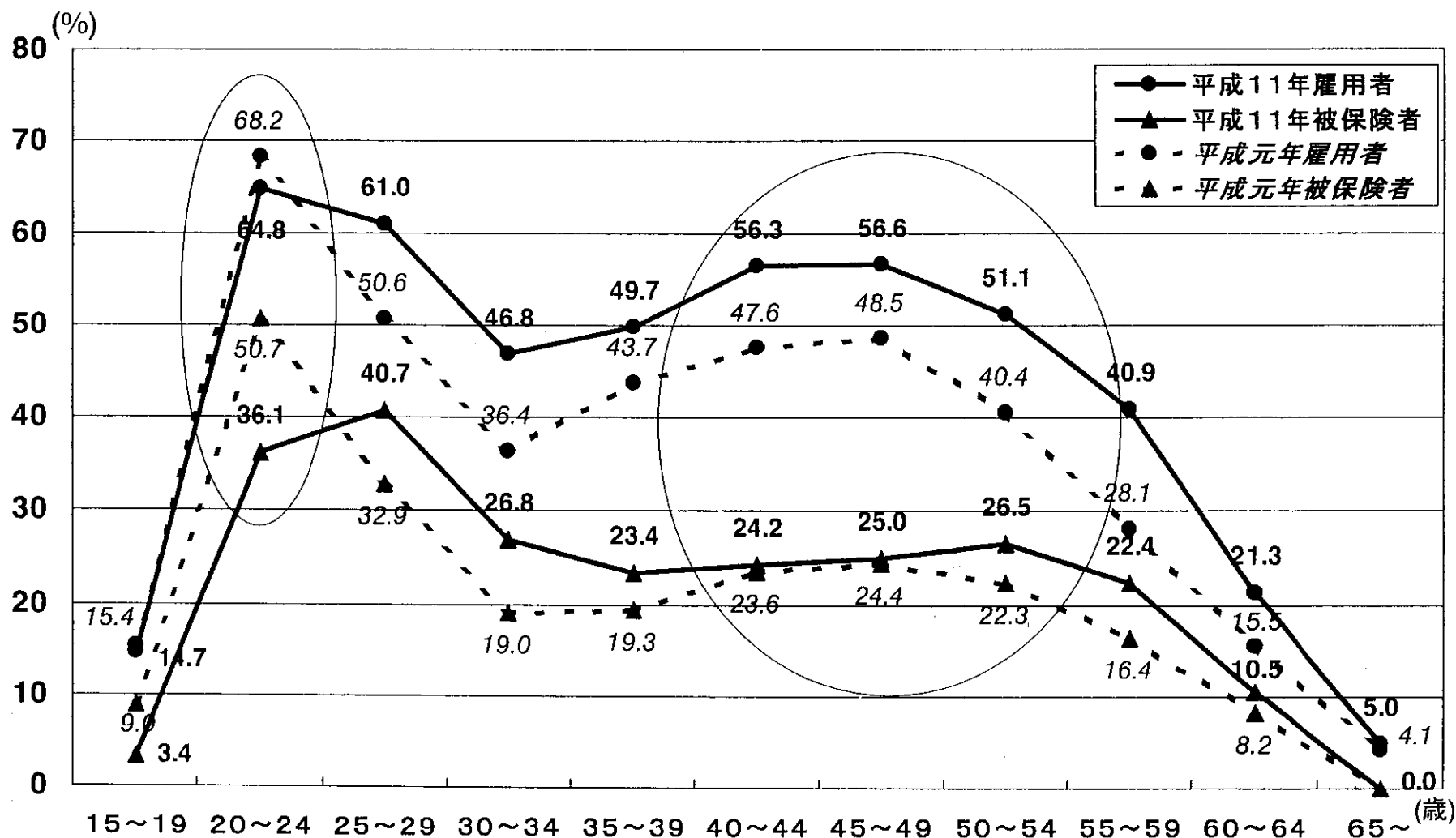
資料出典:社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」

注1.「雇用者数」、「35h以上の雇用者」は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注2.「厚年被保険者」は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

# 女性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

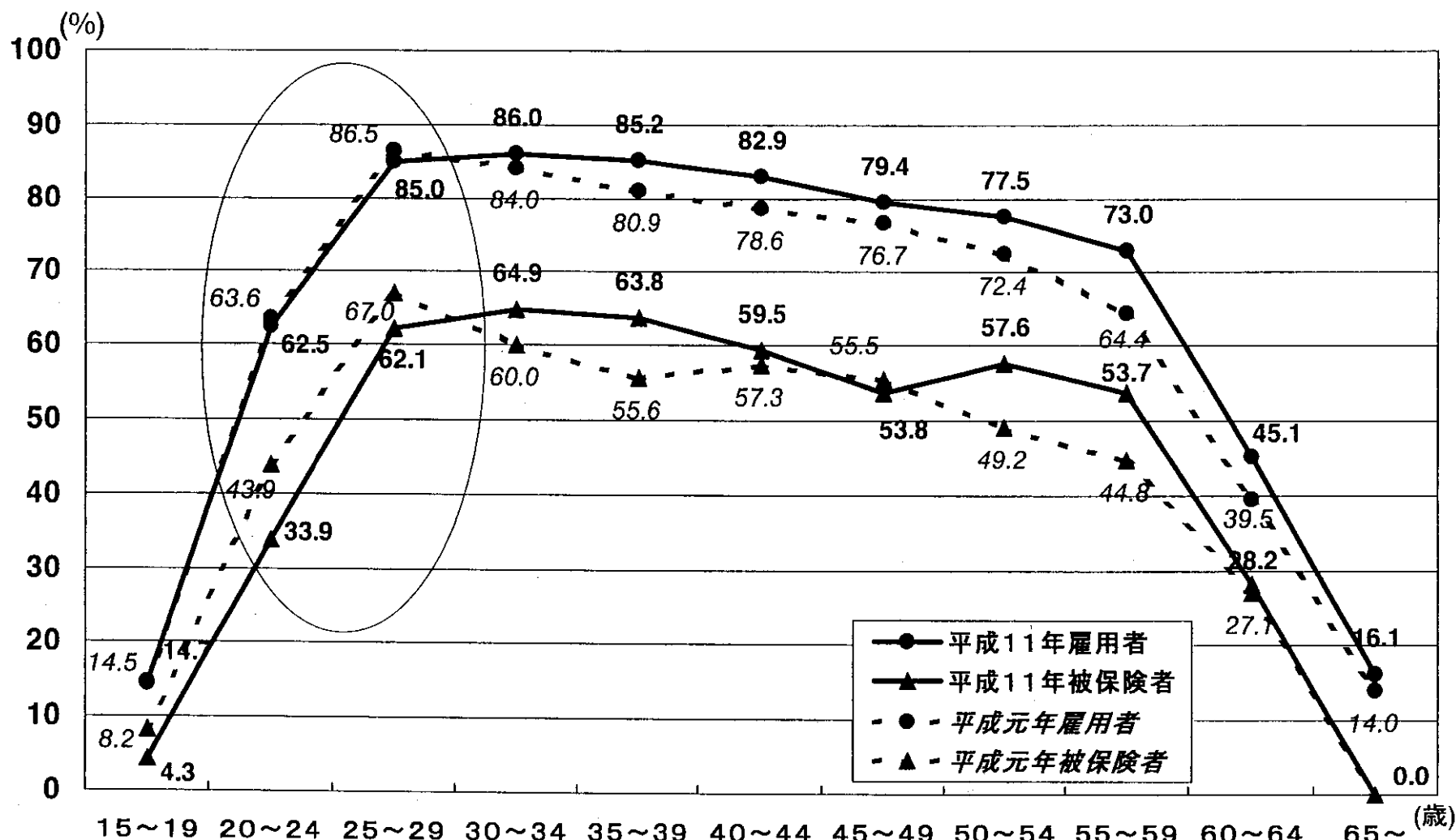
同一年齢階級内における「雇用者比率」（非農業）と「厚生年金被保険者比率」の乖離は、この10年間に於いて全般的に拡大しており、特に40歳以降や20-24歳で顕著となっている。



(総務庁統計局「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計)

# 男性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

男性においても、20歳台で「雇用者比率」と「厚生年金被保険者比率」の乖離の拡大が顕著にみられる。



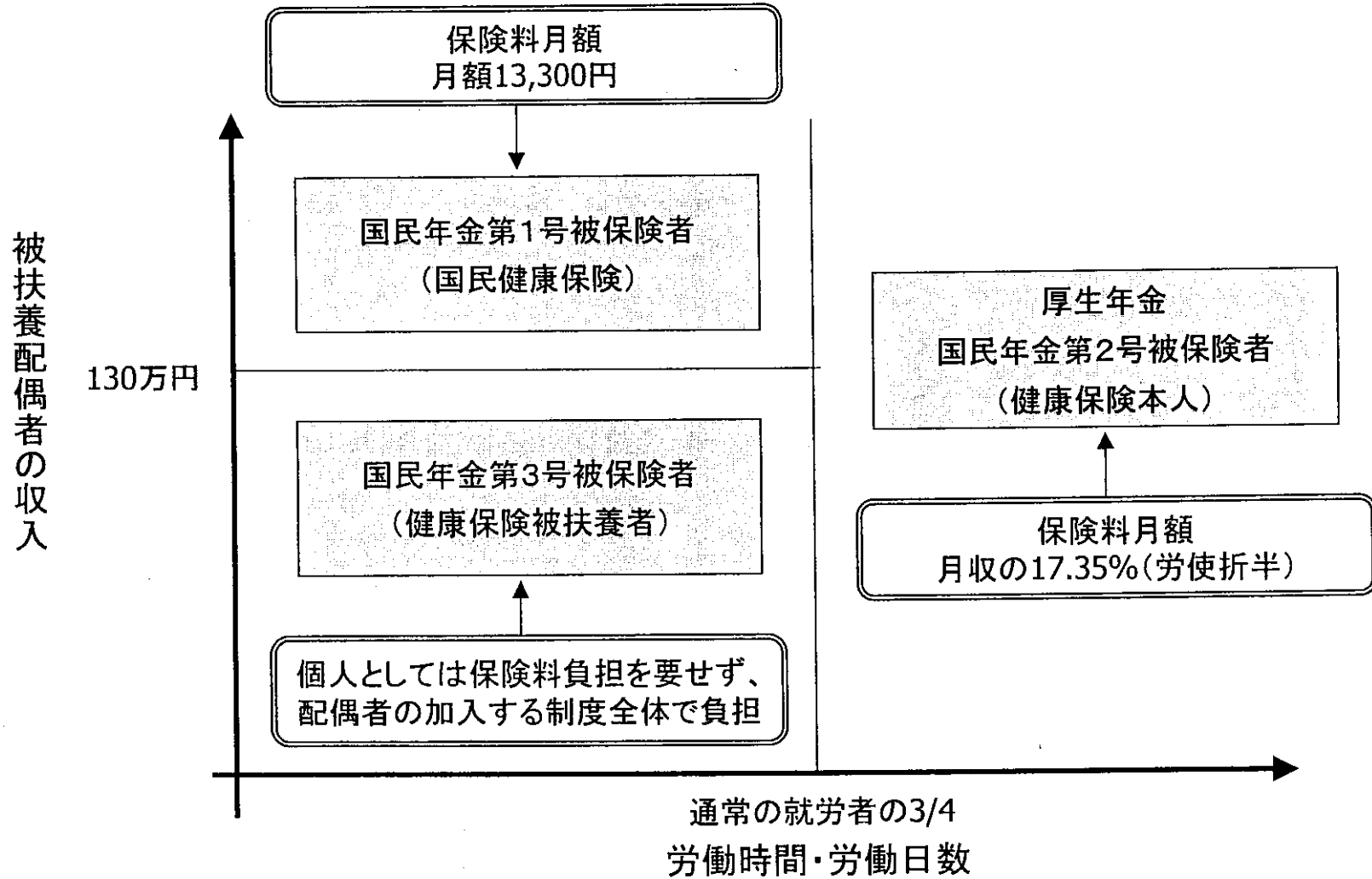
(総務庁統計局「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計)

## 厚生年金保険の適用事業所と被保険者について

適用事業所	<p><b>【強制適用事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時従業員を使用している法人の事業所。</li> <li>・ 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（サービス業や飲食業等を除く）。</li> </ul> <p><b>【非適用事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員が5人未満の個人事業所。</li> <li>・ サービス業や飲食業等の個人事業所。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">任意適用事業所</p> <p style="text-align: center;">上記の非適用事業所でも、従業員の半数以上の同意を得て、認可を受ければ厚生年金保険の適用事業所となることができる。</p>
被保険者	<p>○ 上記の適用事業所に使用される70歳未満の者※。</p> <p>但し、①臨時に使用される者で日々雇い入れられる者（1ヶ月以内）や短期（2ヶ月以内）に使用される者、②季節的業務（4ヶ月以内）に使用される者、③臨時的事業の事業所（6ヶ月以内）に使用される者等は、適用の対象から外される。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><u>使用される者※</u></p> <p>「使用される者」とは、必ずしも事業主との間に法律上の雇用関係が存在することを必要とはしておらず、従業員が事実上労務を提供し、これに対して事業主が一定の報酬を支払うといった事実上の使用関係があれば良いことになっている。具体的に言えば、報酬の支払関係、労務の提供の有無、人事管理の有無等によって実態的に判断される。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><u>短時間就労者にかかる適用基準</u></p> <p>1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者は原則として被保険者とする。</p>

# 年金保険(医療保険)における被保険者の区分について

中



※保険料負担は年金関係のみを記述

## パート労働者の週所定労働時間・年収階級別分布(男女計)

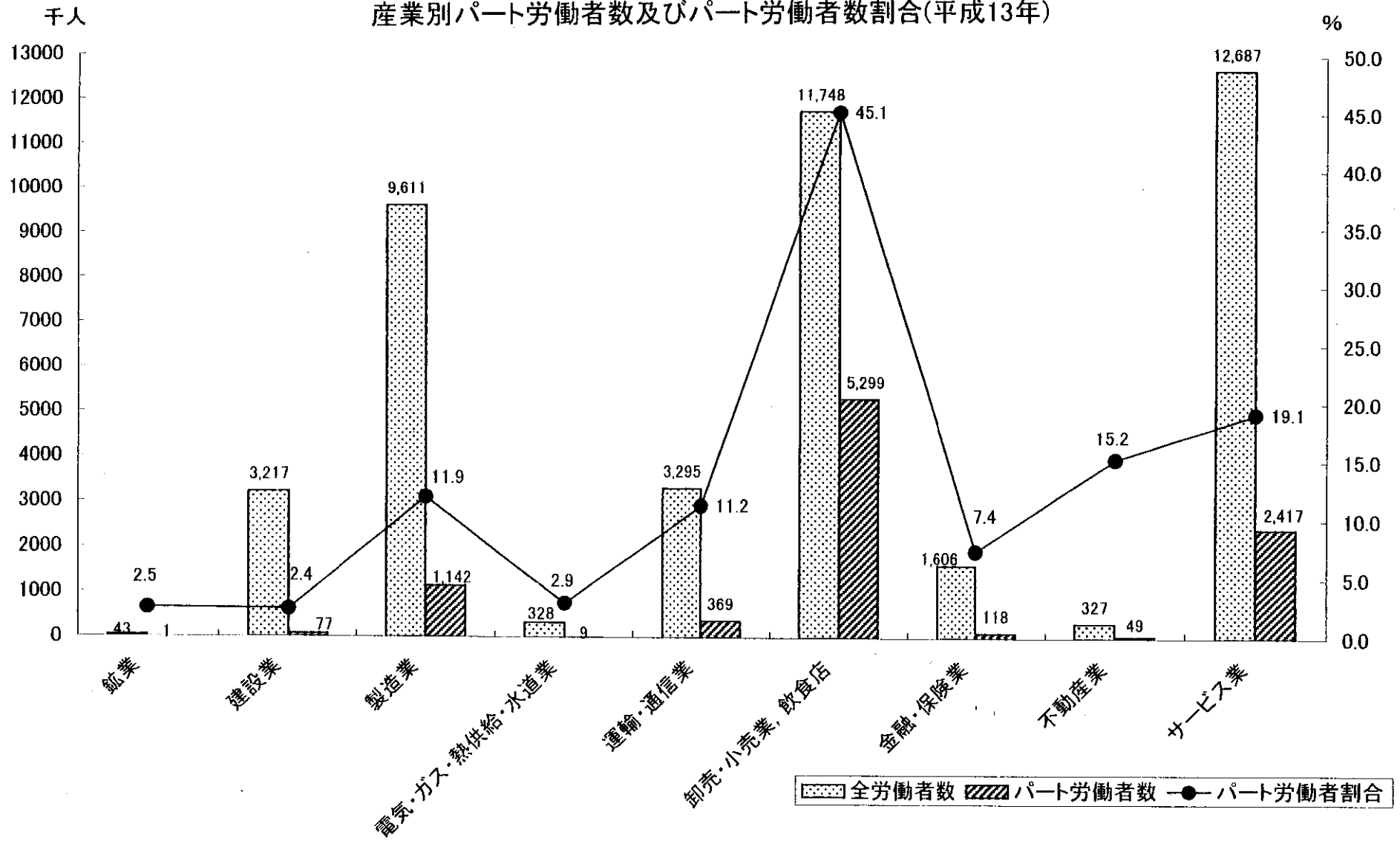
		前年の年収								小計 (30時間以上)	小計 (65万円以上 又は20時間以上)	合計
		65万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 110万円未満	110万円以上 130万円未満	130万円以上			
週所定労働時間	20時間未満	10.1%	0.3%	1.9%	1.7%	2.1%	1.7%	0.5%	2.3%		20.5%	
	20時間以上 25時間未満	4.8%	0.5%	1.6%	2.9%	3.8%	3.0%	1.2%	2.2%	19.9%	19.9%	
	25時間以上 30時間未満	2.3%	0.1%	0.7%	1.6%	3.7%	3.3%	1.3%	2.0%	14.9%	14.9%	
	30時間以上 35時間未満	2.6%	0.2%	0.5%	0.9%	1.9%	2.4%	2.1%	5.8%	16.5%	16.5%	
	35時間以上	3.0%	0.1%	0.3%	0.7%	1.1%	2.2%	2.5%	18.2%	28.1%	28.1%	
小計 (30時間以上)		5.8%	0.3%	0.8%	1.6%	3.0%	4.6%	4.5%	24.0%	44.6%		
小計 (65万円以上、20時間以上)		12.8%	0.9%	3.1%	6.1%	10.5%	10.8%	7.0%	28.2%	79.5%		
合計		23.0%	1.2%	5.0%	7.8%	12.6%	12.5%	7.5%	30.5%		100.0%	

(注1) 太線内は、「週所定労働時間が20時間以上」または「年収65万円以上」である者の分布・割合である。

(注2) [ ]内は、「週所定労働時間が30時間以上」である者の分布・割合である。

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査

産業別パート労働者数及びパート労働者数割合(平成13年)

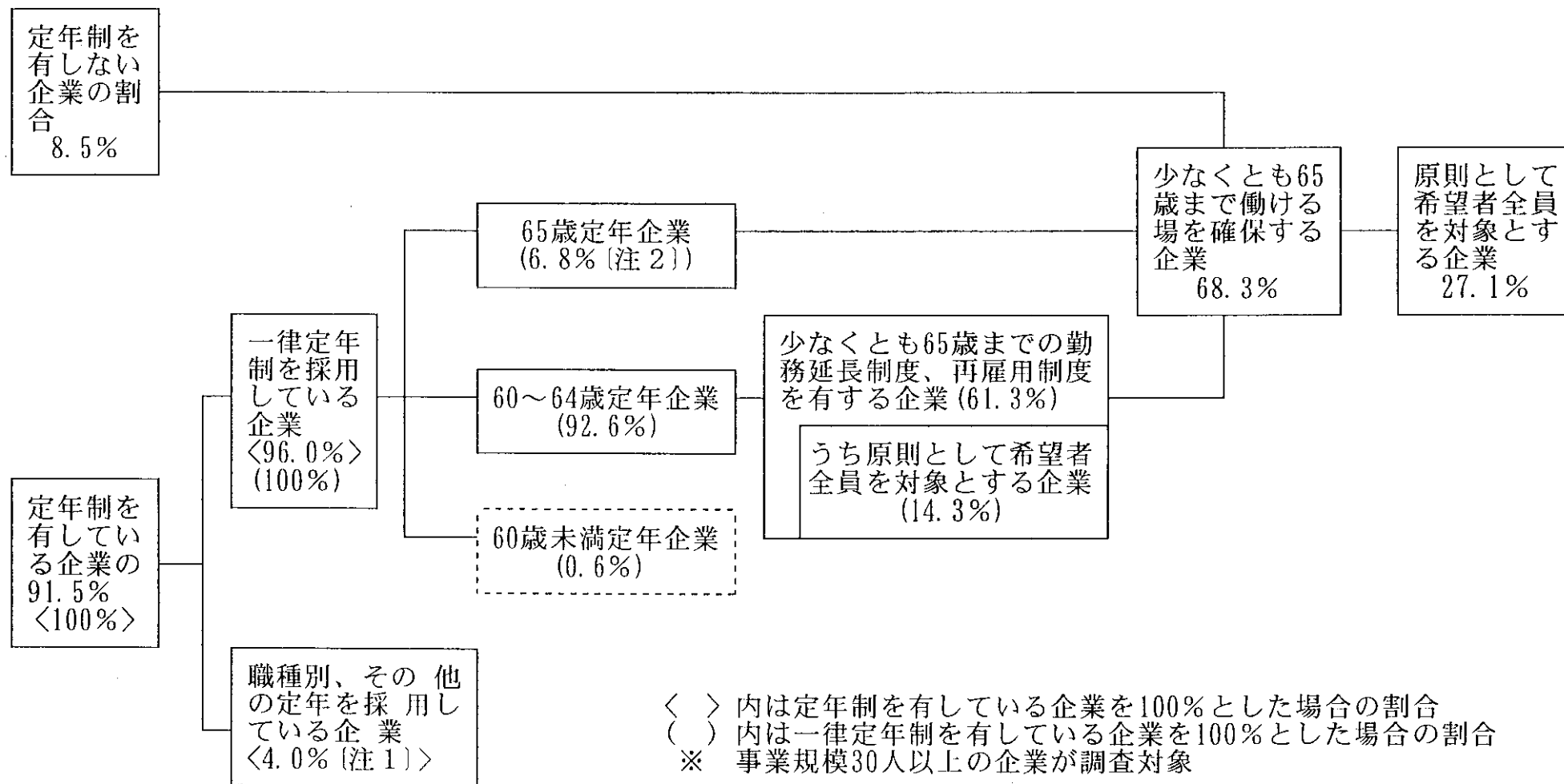


出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況



平成14年

- 65歳まで働ける場を確保する企業割合=68.3%  
65歳まで希望者全員を雇用する企業割合=27.1%

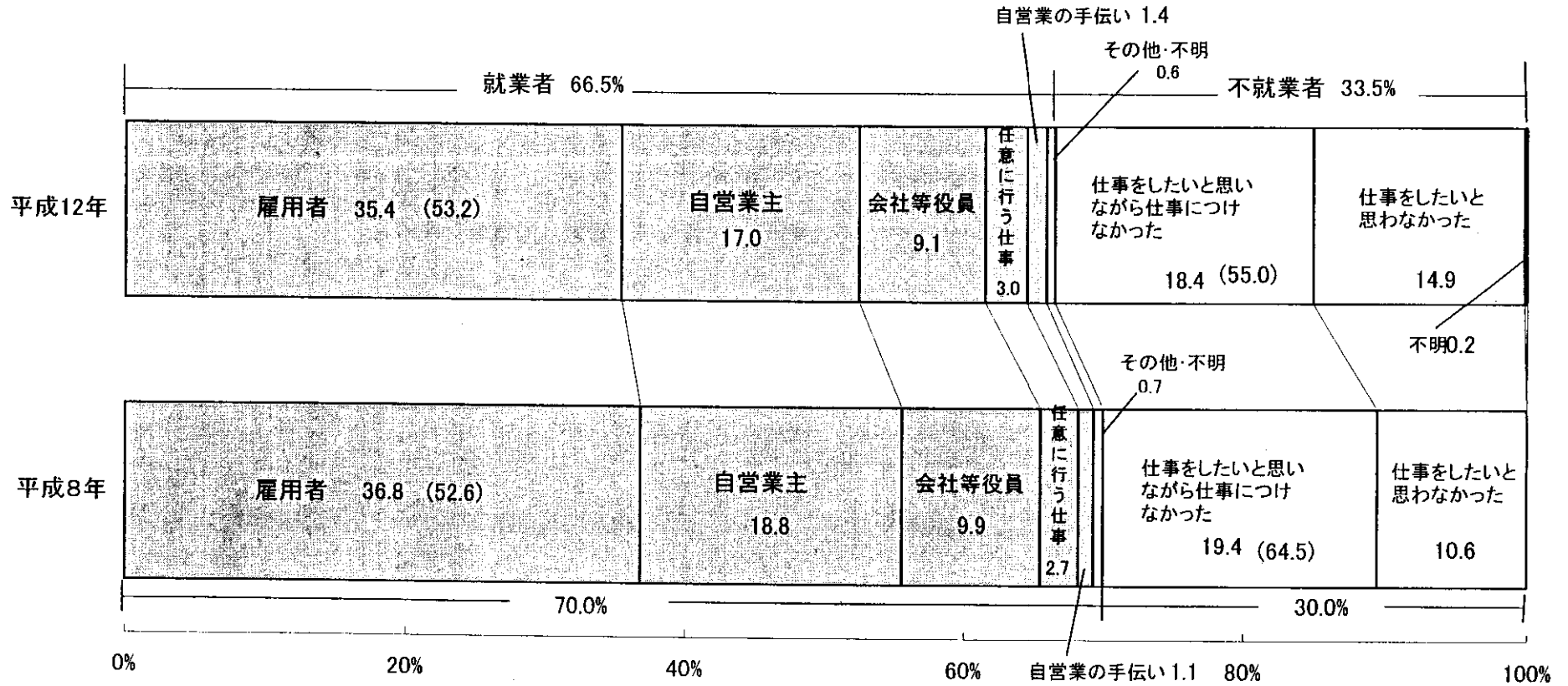


(注1) 職種別その他の定年を採用している企業についても、65歳までの雇用を確保する企業が若干存在する。

(注2) 65歳を超える定年企業も若干存在する。

(資料出所) 厚生労働省「雇用管理調査」(平成14年)より算出

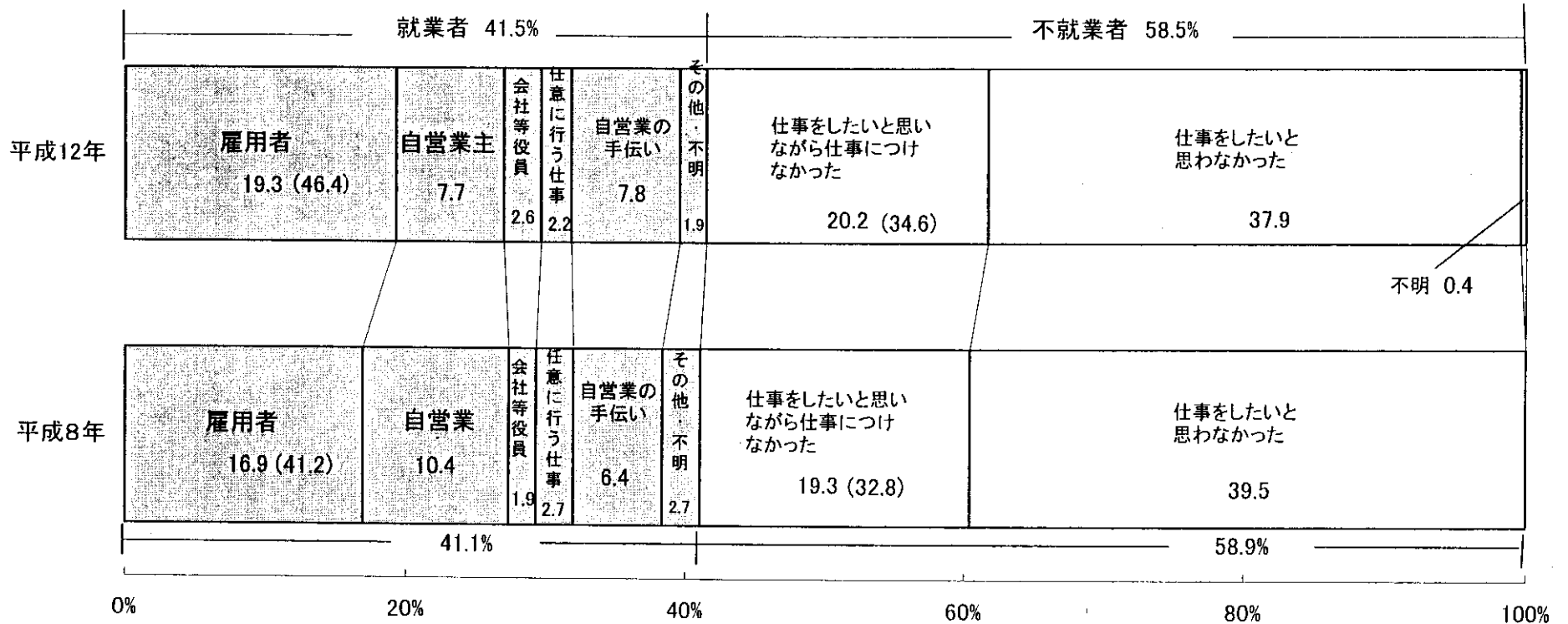
### 60歳台前半層の就業の状況(男)



出典:「高齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

- (注) 1. 「任意に行う仕事」とは、近所の人や会社などに頼まれて任意に行う仕事をした者をいう。  
 2. グラフの「雇用者」の部分に付した括弧内の数値は、就業者に占める雇用者の割合である。  
 3. グラフの「仕事をしたと思いながら仕事に就けなかった」の部分に付した括弧内の数値は、不就業者に占める仕事をしたと思いながら仕事につけなかった者の割合である。

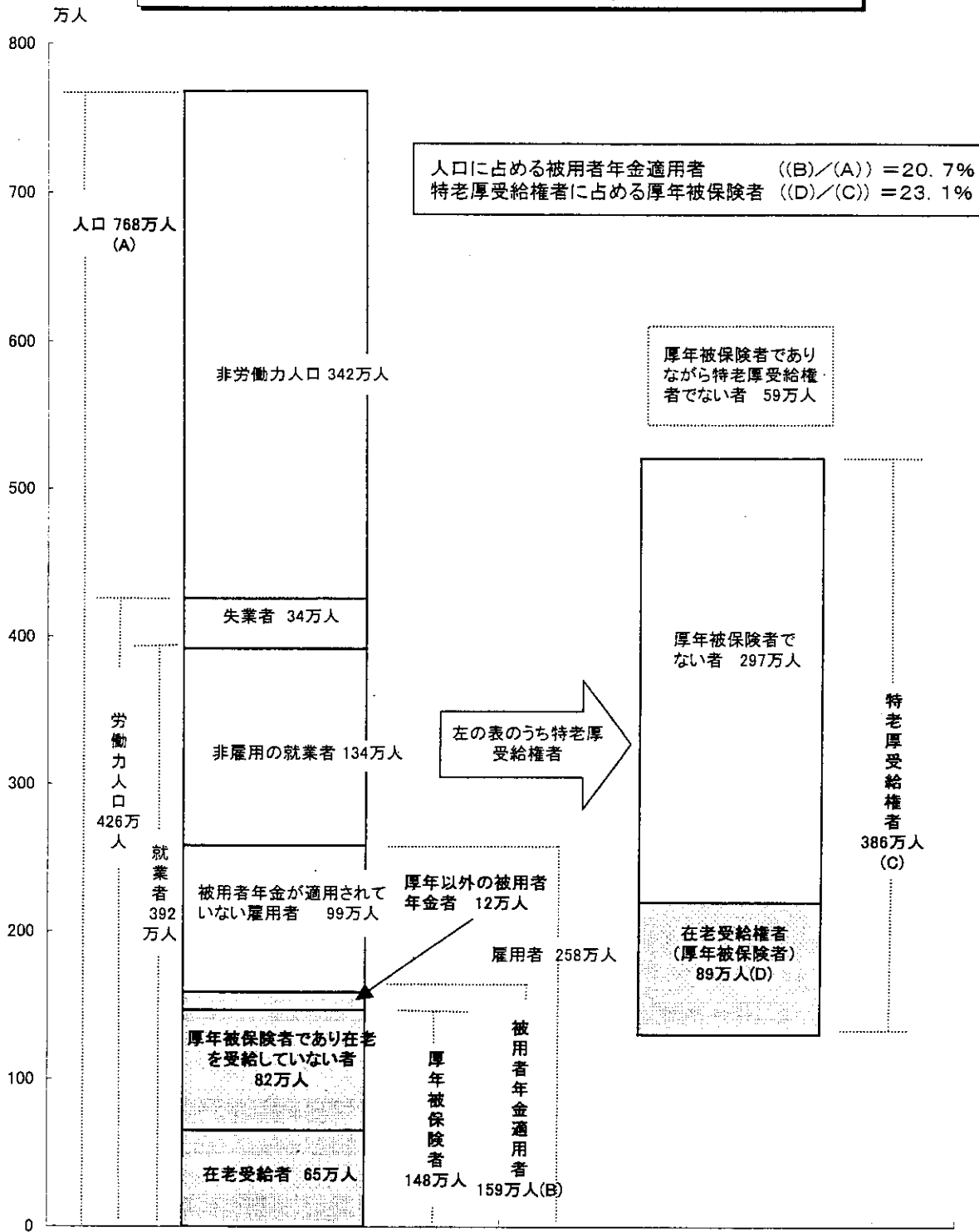
### 60歳台前半層の就業の状況(女)



出典:「高齢者就業実態調査」(厚生労働省大臣官房)

- (注) 1. 「任意に行う仕事」とは、近所の人や会社などに頼まれて任意に行う仕事をした者をいう。  
 2. グラフの「雇用者」の部分に付した括弧内の数値は、就業者に占める雇用者の割合である。  
 3. グラフの「仕事をしたくはないが仕事に就けなかった」の部分に付した括弧内の数値は、不就業者に占める仕事をしたくはないが仕事に就けなかった者の割合である。

60歳台前半層の者にかかる被保険者数等の状況(平成12年度)



出典:「労働力調査」(総務省統計局)、「事業年報(H12)」(社会保険庁)、「特老厚受給権者」は社会保険庁調べ

- (注) 1. 端数の調整等により数値が合計値と合致しない場合がある。  
 2. 「厚年被保険者でありながら、特老厚の受給権者でない者」※が59万人いることに留意。仮に、59万人全てが「特老厚の受給資格を有しながら年金の請求をしていない者」とした場合、特老厚受給権者と前述の未請求者に占める厚年被保険者の割合は33.2%となる。  
 3. 「在老受給者」には、坑内員・船員の特例により、60歳より前で年金を受給している者を含む。

※例:「特老厚の受給資格を有しながら年金に請求をしていない者」、「公務員OBで60歳以降初めて厚年被保険者となった者」等